

全国児童福祉主管課長
・子育て応援特別手当関係課長会議
(総務課)

【目次】

- 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に
関する政令案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令案・・・・・・・・ 15
- 児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める研修（案）
（養育里親研修の内容を定める告示）・・・・・・・・ 59
- 児童福祉法施行規則第一条の三十六の厚生労働大臣が定める研修（案）
（専門里親研修の内容を定める告示）・・・・・・・・ 63
- 児童福祉法施行規則第三十六条の四十二第二項の厚生労働大臣が定める
研修（案）（更新研修の内容を定める告示）・・・・・・・・ 67
- 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する
省令について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 児童福祉に係る公営住宅の活用・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

平成21年2月27日（金）
厚生労働省
雇用均等・児童家庭局総務課

児童福祉法等の一部を改正する
政令案新旧対照条文

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 福祉の保障（第二十二條―第三十四條）</p> <p>第四章 養育里親及び児童福祉施設（第三十五條―第三十八條）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六條の二第一項の政令で定める措置は、法第二十七條第一項第三号に掲げる措置のうち児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。</p> <p>② 法第六條の二第一項の政令で定める者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者のうち、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事がその者の自立のために法第三十三條の六第一項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたとする。</p> <p>第一条の二 法第六條の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 福祉の保障（第二十二條―第三十五條）</p> <p>第四章 児童福祉施設（第三十六條―第三十八條）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六條の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。</p>

第二十九条 都道府県知事は、法第六条の三第一項の規定により里親の認定をするには、法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（削除）

第二十九条 都道府県知事は、法第六条の三の規定により里親の認定をするには、法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

第三十三条 法第二十七条第七項の政令で定める措置は、同条第一項第三号に掲げる措置のうち児童を里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。

② 法第二十七条第七項の政令で定める児童は、前項に規定する措置を解除された児童以外の児童であつて、都道府県知事が当該児童の自立のために同条第七項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたものとする。

③ 法第二十七条第七項の措置は、当該児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な同項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、又は当該援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを委託して行うものとする。

第三十三条 （略）

第三十四条 （略）

第四章 養育里親及び児童福祉施設

第三十五条 法第三十四条の十五第一項第三号の政令で定める法律は、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法とする。

第三十四条 （略）

第三十五条 （略）

第四章 児童福祉施設

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の四の規定による質問等及び法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十三の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の七の規定による支援並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②～⑤（略）

⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第七項、第二十七條第六項、第三十三條の十五第三項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（以下この条において「児童自立生活援助事業」という。）に係る法第三十四条の四の規定による質問等及び法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の七の規定による支援並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②～⑤（略）

⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第七項、第二十七條第六項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。

の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三条の十二
第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一
項、第二項及び第四項の規定を適用する。

⑦ (略)

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第十二条第二項中「前条
第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)

及び同項
第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三条第四
項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができ
る。」とあるのは「職務を行う。」と、法第十八条第二項中「児
童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二
十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」と
あるのは「児童相談所設置市の区域以外の区域」と、法第三十条第
一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「
児童相談所設置市の市長」と、法第三十四条の三中「及び都道府県
」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四
条の四第一項及び第三十四条の五中「小規模住居型児童養育事業を
行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者(都道府
県を除く。)」と、法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」と
あるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十六条第一
項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施
設(都道府県が設置するものを除く。)」と、法第五十一条第二号
中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係
るものを除く。)」とあるのは「費用」と、同条第三号中「市町村
」とあるのは「都道府県及び市町村」と、第五条第二項から第五項
まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置
市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者(児童相談
所設置市を除く。)」と、「都道府県知事を」とあるのは「児童相
談所設置市の市長を」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるの
は「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」と読み替
えるものとする。

⑦ (略)

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第十二条第二項中「前条
第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第
一項第二号ロ」と、法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内
の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行
う。」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあ
るのは「児童相談所長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「都
道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「児童相談所設置市の
区域以外の区域」と、法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を
経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、
法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び
児童相談所設置市」と、法第三十四条の四第一項及び第三十四条の
五中「児童自立生活援助事業を行う者」とあるのは「児童自立生活
援助事業を行う者(都道府県を除く。)」と、法第三十五条第三項
及び第六項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町
村」と、法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設
」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)
」と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設
又は母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」
と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と
、第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」と
あるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の者」とあるの
は「その他の者(児童相談所設置市を除く。)」と、「都道府県知
事を」とあるのは「児童相談所設置市の市長を」と、第三十八条中
「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置する
ものを除く。)」と読み替えるものとする。

⑨ 児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三十四條の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四條の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四條の十三第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六條第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八條の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

⑨ 児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三十四條の四第一項の規定による児童自立生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四條の五の規定による児童自立生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第四十六條第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八條の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、指定都市が行う同法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」と</p>	<p>第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、指定都市が行う同法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業（以下この条において「児童自立生活援助事業」という。）に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、指定都市が設置する児童福祉施設に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の七の規定による支援並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除</p>

いう。)に係る同法第三十四条の十三の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設(第八項において「児童福祉施設」という。)に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同法第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の七の規定による支援並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2
24 (略)

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

6
(略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)」及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内

く。)とする。この場合においては、第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2
24 (略)

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。

6
(略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「指定都市の区域

「とあるのは「指定都市の区域以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第二号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第三号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四条の十三第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「児童自立生活援助事業を行う者」とあるのは「児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第二号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第三号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 児童福祉法第六条の三第一項の規定による里親の認定に関する事務

二〇九（略）

十 児童福祉法第二十七条から第三十一条まで、第三十三条第二項及び第三十三条の六の規定による措置等に関する事務

十一 児童福祉法第二章第六節の規定による被措置児童等虐待の防止等に関する事務

十二 児童福祉法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る同法第三十四条の三の規定による届出、同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令に関する事務

十三 中核市が行う児童福祉法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業に係る同法第三十四条の十三の規定による質問等

十四〇二十二（略）

2（略）

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 児童福祉法第六条の三の規定による里親の認定に関する事務

二〇九（略）

十 児童福祉法第二十七条から第三十一条まで及び第三十三条第二項の規定による措置等に関する事務

十一 児童福祉法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業に係る同法第三十四条の三の規定による届出、同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令に関する事務

十二〇二十（略）

2（略）

3 第七百七十四条の二十六第二項から第六項まで及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一

四條の四十九の二第一項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項前段中「第一項の場合」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七條第六項、第三十三條の十五第三項、第四十六條第四項」とあるのは「第四十六條第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第二項の場合」と、「第十條第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三項並びに」とあるのは「第十八條第一項及び」と、同条第八項中「第百五十二條の十九第二項」とあるのは「第百五十二條の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四條の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四條の十三第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第一項の場合」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七條第六項、第四十六條第四項」とあるのは「第四十六條第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第十條第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三項並びに」とあるのは「第十八條第一項及び」と、同条第八項中「第百五十二條の十九第二項」とあるのは「第百五十二條の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四條の四第一項の規定による児童自立生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の五の規定による児童自立生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設） 第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業、<u>同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業若しくは同条第七項に規定する一時預かり事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</u></p> <p>二〇八（略）</p>	<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設） 第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業若しくは同条第三項に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、<u>同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</u></p> <p>二〇八（略）</p>

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令案
新旧対照条文

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 厚生労働省令で定める便宜等（第一条―第一条の三十七）</p> <p>第一章の二（第一章の四）（略）</p> <p>第二章 福祉の保障（第七条―第三十六条の三十）</p> <p>第三章 事業、養育里親及び施設（第三十六条の三十一―第三十九条）</p> <p>第四章 雑則（第四十条―第五十条の三）</p> <p>附則</p> <p>第一条の五 法第六条の二第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後四月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものとする。</p> <p>第一条の六 法第六条の二第五項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等（同項に規定する要支援児童等をいう。以下この条において同じ。）に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他</p>	<p>目次</p> <p>第一章 厚生労働省令で定める便宜等（第一条―第一条の四）</p> <p>第一章の二（第一章の四）（略）</p> <p>第二章 福祉の保障（第七条―第三十六条の二）</p> <p>第三章 事業及び施設（第三十六条の三―第三十九条）</p> <p>第四章 雑則（第四十条―第五十条の三）</p> <p>附則</p>

の機関が行う研修を含む。)を受講したものをして、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談及び指導を行わせることを基本として行うものとする。

第一条の七 法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの(市町村(特別区を含む。以下同じ。))又はその委託等を受けた者が行うものに限る。)とする。

一 子育て支援に関して意欲のある者であつて、子育てに関する知識と経験を有するものを配置すること。

二 おおむね十組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。

三 原則として、一日に三時間以上、かつ、一週間に三日以上開設すること。

第一条の八 法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの(特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。)とする。

第一条の九 法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業において行われる養育は、同項に規定する厚生労働省令で定める者(以下「養育者」という。)の住居において、複数の委託児童(法第二十七条第一項第三号の規定により、小規模住居型児童養育事

業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）に委託された児童をいう。以下この条から第一条の三十までにおいて同じ。）が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

第一条の十 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、養育者等（養育者及び補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。第一条の三十一において同じ。）をいう。以下同じ。）に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第一条の十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

第一条の十二 養育者等は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第一条の十三 養育者は、委託児童に対し法第四十七条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第一条の十四 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「小規模住居型児童養育事業所」という。）ごとに、三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、そ

の一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる。

- ② 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所ごとに、一人以上の当該小規模住居型児童養育事業所に生活の本拠を置く専任の養育者を置くものとし、そのうち一人を当該小規模住居型児童養育事業所の管理者としなければならない。

第一条の十五 小規模住居型児童養育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 委託児童の居室、台所、浴室、洗面所、便所その他委託児童が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等委託児童が相互に交流を図ることができる設備を設けること。
- 二 委託児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- 三 第一号に掲げる設備は、養育者等が委託児童に対して適切な養育を行うことができるものであるほか、小規模住居型児童養育事業所の設備のすべてが委託児童の適切な養育に資するものであること。
- 四 委託児童の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

第一条の十六 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、当該小規模住居型児童養育事業所の養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

② 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、当該小規模住居型児童養育事業所の養育者等にこの省令の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第一条の十七 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針

- 二 養育者等の職種、員数及び職務の内容
 - 三 入居定員
 - 四 養育の内容
 - 五 緊急時等における対応方法
 - 六 非常災害対策
 - 七 委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項
 - 八 第一条の二十八に規定する評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容
 - 九 その他運営に関する重要事項
- 第一条の十八 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、適切な養育を行うことができるよう、小規模住居型児童養育事業所ごとに、養育者等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 第一条の十九 小規模住居型児童養育事業所の入居定員は、五人又は六人とする。
- ② 小規模住居型児童養育事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 第一条の二十 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をすすめるように努めなければならない。
- 第一条の二十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

第一条の二十二 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

② 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第一条の二十三 小規模住居型児童養育事業者は、食事の提供に当たっては、その献立は、できる限り、変化に富み、委託児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

② 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに委託児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

第一条の二十四 小規模住居型児童養育事業者は、児童相談所長があらかじめ当該小規模住居型児童養育事業者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従つて、当該委託児童を養育しなければならない。

第一条の二十五 小規模住居型児童養育事業に従事する養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第一条の二十六 小規模住居型児童養育事業所には、養育者等、財産、収支及び委託児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

第一条の二十七 小規模住居型児童養育事業者は、その行つた養育に関する委託児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

② 小規模住居型児童養育事業者は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該小規模住居型児童養育事業所の養育者等以外の者を関与させなければならない。

第一条の二十八 小規模住居型児童養育事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第一条の二十九 小規模住居型児童養育事業者は、都道府県知事からの求めに応じ、委託児童の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならない。

第一条の三十 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第一条の三十一 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の十五第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。

- 一 養育里親として二年以上同時に二人以上の委託児童（法第二十七條第一項第三号の規定により、里親に委託された児童をいう。

以下この条及び第一条の三十六において同じ。）の養育の経験を有する者

二 養育里親として五年以上登録している者であつて、通算して五人以上の委託児童の養育の経験を有する者

三 三年以上児童福祉事業に従事した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めたる者

② 補助者は、法第三十四条の十五第一項各号に規定する者のいづれにも該当しない者でなければならない。

第一条の三十二 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める人数は、四人とする。

② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 養子縁組によつて養親となることを希望する者

二 要保護児童（法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者

第一条の三十三 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める研修（以下「養育里親研修」という。）は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととする。

第一条の三十四 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したものとす。

第一条の三十五 専門里親とは、次条に掲げる要件に該当する養育里

親であつて、次の各号に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事
その養育に関し特に支援が必要と認められたものを養育するものとして
養育里親名簿に登録されたものをいう。

一 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受
けた児童

二 非行のある又は非行に結び付くおそれのある行動をする児童
三 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

第一条の三十六 専門里親は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 養育里親として三年以上の委託児童の養育の経験を有する者
であること。

ロ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事
が適当と認められたものであること。

ハ 都道府県知事がイ又はロに該当する者と同等以上の能力を有
すると認められた者であること。

二 専門里親研修（専門里親となることを希望する者（以下「専門
里親希望者」という。）が必要な知識及び経験を修得するために

受けるべき研修であつて、厚生労働大臣が定めるものをいう。以
下同じ。）の課程を修了していること。

三 委託児童の養育に専念できること。

第一条の三十七 法第十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める

者は、都道府県知事が同条第一項第二号へに掲げる業務を適切に行
うことができる者と認められた者とする。

第二条 （略）

一 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこ
れに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことによ

第二条 （略）

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学におい
て、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀

り、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二〇七 (略)

第十九条 法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる児童であつて、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所（ロに掲げる児童にあつては、病院又は診療所）において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。）
 - イ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）
 - ロ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものを除く。）
- 二 おおむね三歳未満の児童であつて、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育士、看護師その他の者（当該児童の三親等内の親族である

な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二〇七 (略)

第十九条 法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 保護者（出産後おおむね一年以内の女子に限る。）の疾病その他の理由により昼間家庭において養育を受けることに支障を生じた乳児につき、その家庭において保育、家事並びに養育等に関する相談及び助言を行う事業（必要な職員を置く等により行うものに限る。次号、第三号及び第八号において同じ。）
- 二 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となつた児童につき、その家庭において保育を行う事業
- 三 児童であつて、その保護者がその養育上の不安等に関する援助を受ける必要があるものにつき、その家庭その他の場所において保育、養育等に関する相談及び助言その他必要な援助を行う事業
- 四 次に掲げる児童であつて、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、その家庭若しくは保育士、看護師その他の者の居宅又は保育所その他の施設、病院若しくは診療所（ロに掲げる児童にあつては、病院又は診療所）において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
 - イ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）
 - ロ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものを除く。）
- 五 おおむね三歳未満の児童であつて、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育士、看護師その他の者（当該児童の三親等内の親族である

ものを除く。)の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(少数の児童を対象とし、かつ、市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者に限る。)

三| 乳幼児であつて、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。)

四| 保護者であつてその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。)との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業

ものを除く。)の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(少数の児童を対象とし、かつ、市町村(特別区を含む。以下同じ。))又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。)

六| 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となつた乳児又は幼児につき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。次号において同じ。)

七| おおむね三歳未満の児童であつて、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業

八| 保護者であつてその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。)との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業

九| おおむね三歳未満の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、当該児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業

十| 保育所その他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う民間団体の支援その他の必要な援助を行う事業

第十九条の二 法第二十一条の十の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有している者であつて、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている者とする。

第二十五条の二十八 要保護児童対策調整機関は、法第二十五条の二第六項の規定に基づき、職員の能力の向上のための研修の機会の確保に努めるとともに、同条第五項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として次項に規定する者を置くように努めなければならない。

② 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 保健師
- 二 助産師
- 三 看護師
- 四 保育士
- 五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- 六 児童福祉施設最低基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第二十五条の二十九 法第二十六条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができること認められる法人であること
 - 二 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を置いていること
- イ 法第十二条の三第二項第二号に該当する者
 - ロ 法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者
 - ハ 児童相談所長又は都道府県知事がイ又はロに掲げる者と同等

以上の能力を有すると認める者

第三十二条 第二十六条及び第二十七条の規定は、法第二十七条第一項第三号の規定により、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託した場合に、これを準用する。

第三十六条 法第三十三条の四に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施に係る者が都道府県の区域（市の区域及び福祉事務所を設置する町村の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域、福祉事務所の所管区域又は児童相談所の管轄区域を超えて他の区域、所管区域又は管轄区域に居住地を移した場合とする。

第三十六条の二 都道府県は、法第三十三条の六第一項の規定に基づき、法第六条の二第一項に規定する義務教育終了児童等（以下「義務教育終了児童等」という。）に対し、当該義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行うときは、当該義務教育終了児童等が自立した生活を営むことができるよう、当該義務教育終了児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童自立生活援助を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託して行うものとする。

第三十六条の三 法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業は、義務教育終了児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、児童自立生活援助を行い、あわせて、児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行うものでなければならない。

第三十六条の四 児童自立生活援助事業を行う者（以下「児童自立生

第三十二条 第二十六条及び第二十七条の規定は、法第二十七条第一項第三号の規定により、児童を里親に委託した場合に、これを準用する。

第三十六条 法第三十三条の四に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置又は保育の実施等に係る者が都道府県の区域（市の区域及び福祉事務所を設置する町村の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域、福祉事務所の所管区域又は児童相談所の管轄区域を超えて他の区域、所管区域又は管轄区域に居住地を移した場合とする。

「生活援助事業者」という。)は、児童自立生活援助事業の利用者(児童自立生活援助事業を行う住居(以下「入居者」という。)及び児童自立生活援助事業を行う住居(以下「入居者」という。)及び児童自立生活援助の実施を解除された者であつて相談その他の援助を受ける者をいう。以下同じ。)に対し、就業に関する相談、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な指導その他の必要な支援を行うものとする。

② 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、対人関係、健康管理、余暇活用及び家事その他の利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事項に関する相談、指導その他の援助を行うものとする。

第三十六条の五 児童自立生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

第三十六条の六 児童自立生活援助事業者は、利用者の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

第三十六条の七 児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第三十六条の八 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、指導員(児童自立生活援助事業所において、主として児童自立生活援助を行う者をいう。以下同じ。)及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は、指導員を兼ねることができる。

② 指導員の数は、次のとおりとする。

一 入居者の数が六までは、三以上。ただし、その二人を除き、補助員（指導員が行う児童自立生活援助について指導員を補助する者をいう。以下この条において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

二 入居者の数が六を超えるときは、三に、入居者が六を超えて三又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。ただし、その得た数から一を減じた数を除き、補助員をもつてこれに代えることができる。

③ 指導員は、法第三十四条の十五第一項各号に規定する者のいづれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいづれかに該当する者でなければならない。

一 児童指導員の資格を有する者

二 保育士の資格を有する者

三 二年以上児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者

④ 補助員は、法第三十四条の十五第一項各号に規定する者のいづれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の九 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。

二 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三 男女の居室を別にすること。

四 第一号に掲げる設備は、職員が入居者に対して適切な援助及び

生活指導を行うことができるものであること。

五 入居者の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

第三十六条の十 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助を提供した際には、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち入居者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払を受けることができる。

② 前項の費用の額は、入居者の経済的負担を勘案した適正な額とするよう配慮しなければならない。また、運営規程に定めた額を超えてはならない。

③ 児童自立生活援助事業者は、第一項の費用の額に係る児童自立生活援助の提供に当たっては、あらかじめ、入居者に対し、当該児童自立生活援助の内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

第三十六条の十一 児童自立生活援助事業所の管理者は、当該児童自立生活援助事業所の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

② 児童自立生活援助事業所の管理者は、当該児童自立生活援助事業所の職員にこの省令の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第三十六条の十二 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 児童自立生活援助の内容並びに入居者から受領する費用の種類

及びその額

- 五 入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行う場合には、保管の方法及び入居者に対する保管の状況の報告の方法
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項
- 九 第三十六条の二十三に規定する評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容
- 十 その他運営に関する重要事項

第三十六条の十三 児童自立生活援助事業者は、入居者に対し、適切な児童自立生活援助を提供できるよう、児童自立生活援助事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

② 児童自立生活援助事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第三十六条の十四 児童自立生活援助事業所の入居定員は、五人以上二十人以下とする。

② 児童自立生活援助事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第三十六条の十五 児童自立生活援助事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

第三十六条の十六 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施を希望する義務教育終了児童等（以下「児童自立生活援助実施希望者」という。）の入居に際しては、その者の心身の状況、生活

歴等の把握に努めなければならない。

② 児童自立生活援助事業者は、入居者の退居に際しては、当該入居者に対し、適切な相談その他の援助を行うとともに、福祉サービスを提供する者又は当該入居者の職場等との密接な連携に努めなければならない。

第三十六条の十七 児童自立生活援助事業者は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

② 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十六条の十八 児童自立生活援助事業において、入居者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入居者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

② 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入居者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

第三十六条の十九 児童自立生活援助事業者は、入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法及び入居者に対する保管の状況の報告の方法を定めておかなければならない。

② 児童自立生活援助事業者は、前項の保管を行うに当たっては、入居者に対し、あらかじめ定めた保管の方法及び保管の状況の報告の方法について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

③ 児童自立生活援助事業者は、入居者に対し、一月に一回以上、第一項の保管の状況について報告しなければならない。

第三十六条の二十 児童自立生活援助事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

② 児童自立生活援助事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第三十六条の二十一 児童自立生活援助事業所には、職員、財産、収支及び入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

第三十六条の二十二 児童自立生活援助事業者は、その提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

② 児童自立生活援助事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童自立生活援助事業所の職員以外の者を関与させなければならない。

第三十六条の二十三 児童自立生活援助事業者は、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十六条の二十四 児童自立生活援助事業者は、都道府県知事からの求めに応じ、入居者の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならないものとする。

第三十六条の二十五 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことが

できるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十六 法第三十三条の六第二項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 児童自立生活援助実施希望者の氏名、居住地、生年月日及び職業

二 児童自立生活援助の実施を希望する理由

三 その他都道府県知事が必要と認める事項

② 法第三十三条の六第二項前段に規定する申込書は、児童自立生活援助実施希望者の居住地の都道府県に提出しなければならない。

③ 前項の申込書には、法第五十六条第二項の規定により徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えなければならない。

④ 法第三十三条の六第二項後段の規定により申込書の提出を代行する児童自立生活援助事業者は、都道府県との連携に努めるとともに、児童自立生活援助実施希望者の依頼を受けたときは、速やかに、当該児童自立生活援助実施希望者の居住地の都道府県に当該申込書を提出しなければならない。

⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を行う必要があると認められた者に対しては、第二項による申込みがない場合においても、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第三十六条の二十七 法第三十三条の六第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項

二 児童自立生活援助事業所の施設及び設備の状況に関する事項

三 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項

イ 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況

ロ 児童自立生活援助の実施の方針

ハ その他児童自立生活援助の実施に関する事項

四 運営規程

五 法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項

六 児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項

七 その他道府県知事が必要と認める事項

② 法第三十三条の六第五項に規定する情報の提供は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

第三十六条の二十八 (略)

第三十六条の二十九 法第三十三条の十五第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別
- 二 被措置児童等虐待を受けた又は受けたいと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 三 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 被措置児童等虐待を行った施設職員等（法第三十三条の十第一

第三十六条の二 (略)

項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。）の氏名、生年月日及び職種

- 五 都道府県が行った措置の内容
- 六 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第三十六条の三十 法第三十三条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 被措置児童等虐待があつた施設等の種別
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

第三章 事業、養育里親及び施設

第三十六条の三十一 法第三十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 一 三 (略)
- 四 運営規程
- 五 (略)
- 六 (略)

(削除)

七 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

八 (略)

② (略)

第三十六条の三十二 (略)

第三十六条の三十三 法第三十四条の十一第一項に規定する厚生労働

省令で定める事項は、次のとおりとする。

第三章 事業及び施設

第三十六条の三十二 法第三十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 一 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）

七 児童自立生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員

八 (略)

② (略)

第三十六条の四 (略)

- 一 事業の種類及び内容
 - 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 職員の定数及び職務の内容
 - 五 主な職員の氏名及び経歴
 - 六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
 - 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
 - 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 九 事業開始の予定年月日
- ② 法第三十四条の十一第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十四 法第三十四条の十一第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十五 法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉施設最低基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。
- 二 児童福祉施設最低基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を

行う保育士を置くこと。ただし、当該保育士の数は二人を下ることとはできないこと。

三 児童福祉施設最低基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

四 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

第三十六条の三十六 法第三十四条の十四に規定する養育里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 三 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 四 養育里親研修を修了した年月日
- 五 一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨
- 六 専門里親の場合にはその旨
- 七 その他道府県知事が必要と認める事項

第三十六条の三十七 養育里親となることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は、その居住地の道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 養育里親希望者の住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

二 養育里親希望者の同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

三 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

四 養育里親になることを希望する理由

五 一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することを希望す

る場合にはその旨

六 従前に里親であったことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であった場合には当該都道府県名

七 その他都道府県知事が必要と認める事項

② 専門里親希望者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 第一条の三十六第一号に掲げるいずれかの要件及び第三号の要件に該当する事実

二 専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 養育里親希望者及びその同居人の履歴書

二 養育里親希望者の居住する家屋の平面図

三 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

四 法第三十四条の十五第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五 その他都道府県知事が必要と認めるもの

④ 専門里親希望者は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第一条の三十六第一号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類

二 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

第三十六条の三十八 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の申請書を受理したときは、当該養育里親希望者が第一条の三十四に規定する要件（専門里親希望者については、第一条の三十六に規定する要件）に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと（専門里親については、専門里親として登録し

、又はしないこと)の決定を行わなければならない。

② 都道府県知事は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者又は当該専門里親希望者に通知しなければならない。

第三十六条の三十九 養育里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法第三十四条の十五第一号に該当するに至つた場合 その後见人又は保佐人

三 法第三十四条の十五第二号から第四号までに該当するに至つた場合 本人

② 養育里親は、第三十六条の三十六各号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六条の四十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を削除しなければならない。

一 本人から登録の申し出があつた場合

二 前条第一項の規定による届出があつた場合

三 前条第一項の規定による届出がなくて同項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合

四 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合

② 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を削除することができる。

一 法第四十五条第二項又は第四十八条の規定に違反した場合

二 法第四十六条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

③ 都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が第一条の三十六各号に掲げる要件に該当しなくなつたときは、専門里親である旨の記載を削除しなければならない。

第三十六条の四十一 養育里親名簿の登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、五年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については、二年とする。

第三十六条の四十二 養育里親名簿の登録は、養育里親の申請により更新する。

② 登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準に従い行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。

③ 前条の規定は、更新後の有効期間について準用する。

④ 第一項の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までに更新研修が行われないうち又は行われているがその全ての課程が終了していないときは、従前の登録は、有効期間の満了の日後もその研修が修了するまでの間は、なおその効力を有する。

⑤ 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第三十六条の四十三 第一条の三十二第二項各号に掲げる者に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

（削除）

第三十八条の三 法第四十四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。

<p>第二十五条の二十二 第二十五条の二十九</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長</p>
--------------------------------	------------	---------------	-----------------------------	------------	--

第五十条の二 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 法第十八条の七第一項に規定する権限

四〇七 (略)

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

一 一日に保育する乳幼児の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イホ (略)

ハ 一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

二・三 (略)

<p>第二十五条の二十二 第二十六条</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長</p>
----------------------------	------------	---------------	-----------------------------	------------	--

第五十条の二 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 法第十八条の七第一号に規定する権限

四〇七 (略)

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

一 一日に保育する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イホ (略)

二・三 (略)

第三十六条の三十七第三項 第三十六条の三十八第一項及び第二項 第三十六条の三十九第一項及び第二項 第三十六条の四十第一項、第二項及び第三項 第三十六条の四十二第二項 第三十六条の四十三	都道府県知事	所設置市 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
(略)	(略)	(略)

第五十条の三 (略)

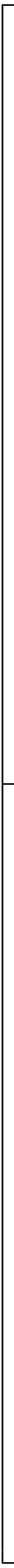
(略) 第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条第一項 第三十六条の三十三第二項	(略) 都道府県知事	(略) 中核市の市長
(略)	(略)	(略)

第五十七条 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）附則第三条ただし書の規定による別段の申出は、養子縁組によつて養親となることを希望する里親になることを希望する旨を記載した申出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第五十条の三 (略)

(略) 第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条第一項	(略) 都道府県知事	(略) 中核市の市長
(略)	(略)	(略)



改正案	現行
<p>（法第七条第二項第三号の次世代育成支援対策）</p> <p>第一条 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第七条第二項第三号に規定する主務省令で定める次世代育成支援対策は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業</p> <p>三 児童福祉法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業</p> <p>四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年法厚生省令第十一号）第十九条第一号及び第四号に規定する事業</p> <p>（法第十二条第三項の公表の方法）</p> <p>第一条の三 法第十二条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。</p> <p>（法第十二条第四項の届出）</p> <p>第二条 第一条の二の規定は、法第十二条第四項の届出を行う中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）について準用する。</p> <p>（法第十二条第五項の公表の方法）</p> <p>第二条の二 第一条の三の規定は、法第十二条第五項の公表を行う中小事業主について準用する。</p>	<p>（法第七条第二項第三号の次世代育成支援対策）</p> <p>第一条 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第七条第二項第三号に規定する主務省令で定める次世代育成支援対策は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年法厚生省令第十一号）第十九条第四号、第六号及び第八号から第十号までに規定する事業</p> <p>（法第十二条第三項の届出）</p> <p>第二条 前条の規定は、法第十二条第三項の届出を行う中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）について準用する。</p>

(法第十二条の二第一項の周知の方法)

第二条の三 法第十二条の二第一項の規定による周知は、事業所の見やすい場所へ掲示し若しくは備え付けること、書面を労働者へ交付すること又は電子メールを利用して労働者へ送信することその他の適切な方法によるものとする。

(法第十二条の二第二項の周知の方法)

第二条の四 前条の規定は、法第十二条の二第二項の周知を行う中小事業主について準用する。

第三条 (略)

(法第十三条の厚生労働省令で定める基準)

第四条 法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。

五 計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第二条第一号に規定する育児休業及び第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業の制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下同じ。)をしたものの数が一人以上であること。ただし、当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがいない中小事業主にあつては、次のイ〜ハのいずれかに該当すれば足りること。

イ 当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児・介護休業法第十六条の二第一項に規定する子の看護休暇を取

第三条 (略)

(法第十三条の厚生労働省令で定める基準)

第四条 法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第二条第一号に規定する育児休業及び第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業の制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下同じ。)をしたものの数が一人以上であること。ただし、当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがいない中小事業主にあつては、当該計画期間の開始前三年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがいれば足りること。

得したものがいること（一歳に満たない子のために当該休暇を取得した場合を除く。）。

ロ 当該計画期間において、育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する勤務時間短縮等の措置として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号。）第三十四条第一項第一号に規定する短時間勤務の制度の措置（同法第二十四条第一項の規定に基づく措置として短時間勤務の制度の措置に準ずる措置として講じられているものを含む。）を講じており、その雇用する男性労働者のうち子の養育のために当該措置を利用したものがいること。

ハ 当該計画期間の開始前三年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがいること。

六〇九（略）

第五条〇第十七条（略）

（権限の委任）

第十八条 法第二十三条の規定により、法第十二条第一項、第四項及び第六項、第十二条の二第三項、第十三条並びに第十五条に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局長に委任する。ただし、法第十二条第六項、法第十二条の二第三項及び第十五条に規定する権限にあつては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

五〇八（略）

第五条〇第十七条（略）

（権限の委任）

第十八条 法第二十三条の規定により、法第十二条第一項、第三項及び第四項、第十三条並びに第十五条に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局長に委任する。ただし、法第十二条第四項及び第十五条に規定する権限にあつては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 四〇十（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 児童自立生活援助事業</p> <p>ロ 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>ハ 養育支援訪問事業</p> <p>ニ 地域子育て支援拠点事業</p> <p>ホ〇リ（略）</p>	<p>2 四〇十（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 児童自立生活援助事業</p> <p>ロ 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>ハ 養育支援訪問事業</p> <p>ニ 地域子育て支援拠点事業</p> <p>ホ〇リ（略）</p>

○ 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）
（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第九條の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第三十三條の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第十二條 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、<u>学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</u></p>	<p>2 （略）</p> <p>第九條の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二條各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第十二條 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、<u>学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</u></p>

○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省令第一号）
（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表（第一条関係） 一～四十五の三（略） 四十五の四 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）に係る申請等 同法による申請等 四十五の五 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第二百二十二号）に係る申請等 同令による申請等 四十六～五十六（略）</p>	<p>別表（第一条関係） 一～四十五の三（略） 四十六～五十六（略）</p>

○ 福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令（平成六年厚生省令第六十二号）（抄）
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の四、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条の三、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号）第十八条の規定による措置又は助産の実施、母子保護の実施、保育の実施若しくは児童自立生活援助の実施（以下「保育の実施等」という。）の解除に係る理由の説明及び意見の聴取（以下「説明等」という。）の手続については、この省令の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の四、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条の三、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号）第十八条の規定による措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施（以下「保育の実施等」という。）の解除に係る理由の説明及び意見の聴取（以下「説明等」という。）の手続については、この省令の定めるところによる。</p>

○ 里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）（抄）
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削除）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第十五条 里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、法第十一条第四項の規定により同条第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。</p> <p>（養育する委託児童の人数の限度）</p> <p>第十七条 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、六人（委託児童については四人）を超えること</p>	<p>（職業指導）</p> <p>第九条の二 里親が行う職業指導（児童の自立を支援することを目的として、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることをいう。以下同じ。）は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、委託児童の自立を支援することを目的として、当該児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。</p> <p>（都道府県知事への報告）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第十五条 里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。</p> <p>（養育する委託児童の人数の限度）</p> <p>第十七条 養育里親（里親の認定等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百十五号。以下「認定等省令」という。）第四条に規定す</p>

ができない。

2 専門里親（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号

）第一条の三十五に規定する専門里親をいう。以下同じ。）が同時に養育する委託児童の人数は、同条各号に掲げる者については、二人を超えることができない。

（委託児童を養育する期間の限度）

（削除）

第十八条 専門里親による委託児童（児童福祉法施行規則第一条の三十四各号に掲げる者に限る。）の養育は、当該養育を開始した日から起算して二年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。

（削除）

る養育里親をいう。以下同じ。）、「短期里親（認定等省令第十六条に規定する短期里親をいう。以下同じ。）又は専門里親（認定等省令第十八条に規定する専門里親をいう。以下同じ。）が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、六人を超えることができない。

2 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、二人を超えることができない。

（委託児童を養育する期間の限度）

第十八条 短期里親による委託児童の養育は、当該養育を開始した日から起算して一年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。

2 専門里親による委託児童の養育は、当該養育を開始した日から起算して二年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。

（職業指導に関する制限）

第二十条 里親は、認定等省令第九条（認定等省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の規定による第九条第四号に掲げる事項の登録（里親が親族里親であるときは、認定等省令第十五条において準用する認定等省令第六条第二項の職業指導里親認定）を受け、かつ、都道府県知事が当該児童に対し職業指導を行うことが適当であると認める場合に限り、委託児童（学校教育法の規定に基づく義務教育を終了した者に限る。）に対し職業指導を行うことができる。

<p>(家庭環境の調整への協力)</p> <p>第二十条 専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、法第十一條第四項の規定により同条第一項第二号に掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。</p>	<p>2 都道府県知事は、前項の規定により職業指導を行うことが適当である旨の認定を行うときは、あらかじめ、当該委託児童の同意を得なければならない。</p> <p>3 里親による委託児童に対する職業指導は、当該職業指導を開始した日から起算して一年を超えない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、あらかじめ、当該委託児童の同意を得て、当該期間を更新することができる。</p> <p>4 里親は、委託児童の労働力の搾取を目的として職業指導を行つてはならない。</p> <p>(家庭環境の調整への協力)</p> <p>第二十一条 専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。</p>
---	--

○ 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）（抄）
（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施設入所等の措置の解除） 第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者若しくは里親（同法第六条の三第一項に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。</p> <p>（都道府県児童福祉審議会等への報告） 第七条 法第十三条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第四号若しくは同条第二項第五号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。</p>	<p>（施設入所等の措置の解除） 第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている里親（児童福祉法第六条の三に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。</p> <p>（都道府県児童福祉審議会等への報告） 第七条 法第十三条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第三号若しくは同条第二項第四号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。</p>

養育里親研修

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十三の規定に基づき、児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める研修（案）

- 1 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第一条の三十三の厚生労働大臣が定める研修（以下「養育里親研修」という。）は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - 一 次に掲げるすべての科目について実施するものであること。

イ 児童福祉論（講義）

ロ 養護原理（講義）

- ハ 里親養育論（講義）
- ニ 発達心理学（講義）
- ホ 小児医学（講義）
- ヘ 里親養育援助技術（講義）
- ト 里親養育演習（講義・演習）
- チ 養育実習（実習）
- 二 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 三 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者及びこの告示の適用の日において里親であつて、委託児童の養育の経験を有する者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、同項第一号に掲げる科目の一部を免除することができる。
- 3 規則第一条の三十六第二号の厚生労働大臣が定める研修を修了した者は、養育里親研修を修了したものとみなす。

4 平成十六年四月一日からこの告示の適用の日までの間に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であつて、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものについては、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十六第二号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第一条の三十六第二号の厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用し、里親の認定等に関する省令第十九条第二号の厚生労働大臣が定める研修（平成十四年厚生労働省告示第二百九十号）は、廃止する。

平成二十一年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

児童福祉法施行規則第一条の三十六第二号の厚生労働大臣が定める研修（案）

1 児童福祉法施行規則第一条の三十六第二号の厚生労働大臣が定める研修（以下「専門里親研修」という。）は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であつて、次の要件を満たすものとする。

- 一 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
- 二 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、別表に掲げる科目の一部を免除することができる。
- 3 この告示による廃止前の里親の認定等に関する省令第十九条第二号の厚生労働大臣が定める研修を修了した者は、専門里親研修を修了したものとみなす。

別表

区分	科目
養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目	社会福祉概論（講義） 児童福祉論（講義） 地域福祉論（講義） 養護原理（講義） 里親養育論（講義） 発達臨床心理学（講義） 医学（児童精神医学を含む。）（講義） 社会福祉援助技術論（講義）

<p>養育の内容及び方法の理解に 関する科目</p>	<p>児童虐待援助論（講義・演習） 思春期問題援助論（講義・演習） 家族援助論（講義・演習） 障害福祉援助論（講義・演習） 専門里親演習（講義・演習）</p>
<p>養育実習</p>	<p>養育実習（実習）</p>

注 1 養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。

2 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

更新研修

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第三十六条の四十二第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第三十六条の四十二第二項の厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年 月 日

厚生労働大臣 舩添 要一

児童福祉法施行規則第三十六条の四十二第二項の厚生労働大臣が定める研修（案）

- 1 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第三十六条の四十二第二項の厚生労働大臣が定める研修（以下「更新研修」という。）のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の三第二項に規定する養育里親（規則第一条の三十五に規定する専門里親（以下「専門里親」という。）を除く。以下同じ。）に係るものは、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - 一 次に掲げるすべての科目について実施するものであること。

イ 児童福祉制度論（講義）

ロ 発達心理学（講義）

ハ 里親養育演習（講義・演習）

ニ 養育実習（実習）

二 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

三 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、養育里親としての登録の有効期間の満了の日において、現に委託児童の養育を行っていることその他要保護児童の養育に関し経験がある者として都道府県知事が相当と認めるものに対しては、相当と認められる範囲で、同項第一号に掲げる科目のうち、養育実習を免除することができる。

3 更新研修のうち、専門里親に係るものは、都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。

一 次に掲げるすべての科目について実施するものであること。

イ 児童福祉制度論

ロ 専門里親演習（講義・演習）

二 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

4 更新研修のうち専門里親に係るものを修了した者は、更新研修のうち養育里親に係るものを修了したものとみなす。

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令 の一部を改正する省令について

I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、新たに創設された小規模住居型児童養育事業及び見直しが行われた児童自立生活援助事業について、事業を実施する場所の確保を容易にし、事業の普及促進を図るため、これらの事業を運営する社会福祉法人等が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅を事業所として使用することを可能とするもの。

II 改正概要

- 公営住宅法第45条第1項に規定する公営住宅を事業所として使用できる事業に、以下の事業を追加する。
 - ①小規模なグループで養育者の住居において虐待を受けた児童等を養育する小規模住居型児童養育事業
 - ②児童養護施設等を退所した児童等が共同生活を行う住居において、これらの児童等の自立を支援する児童自立生活援助事業

【改正省令】

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第1条

- また、事業を実施する者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定により、都道府県等から児童の養育の委託又は児童自立生活援助の実施の委託を受けた者を追加する。

【改正省令】

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第2条

III 施行日

平成21年4月1日

児童福祉に係る公営住宅の活用

1. 公営住宅建替事業における特例施設の追加

公営住宅の建替事業においては、原則として、新たに整備すべき公営住宅の戸数は、除却すべき公営住宅の戸数以上であることが必要であるが、一定の公共公益施設を併設させる場合においては、特例として建替後の戸数の緩和を認めている。



今般の児童福祉法の改正により、新設された

①地域子育て支援拠点事業、②一時預かり事業について、特例対象となる公共公益施設に追加する予定。

※地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成17年政令第257号)の改正により措置

2. 公営住宅の目的外使用における対象事業の追加

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために整備されるものであり、用途もこの目的に沿ったものに限定されるが、本来入居者の入居を阻害しない範囲で目的外使用を認めている。



今般の児童福祉法の改正により、新設等された

①小規模住居型児童養育事業、②児童自立生活援助事業について、目的外使用の対象となる事業として位置付ける予定。

※公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)の改正により措置